

鹿児島市役所谷山支所仮設庁舎賃貸借

仕様書 別表

工事区分	特記事項
1. 建築本体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根は二重折板とすること。(上弦材と下弦材の間に厚 100 グラスウール(10k)を充填すること)</li> <li>・エキスパンションジョイント等により構造上分離させる場合は、内部で行き来できるようにし、雨漏れの無いよう措置を講じること。</li> <li>・建物出入口及び建物内部(階段を除く)は段差をなくすこと。段差が生じる場合は勾配 1/15 以下のスロープ設置等の措置を講じること。</li> <li>・雨水排水は別途外構工事の敷地内側溝へ埋設配管で接続する事。(建物裏側で利用者の歩行がない部分は路面から直近柵への排水も可)</li> <li>・建具のガラスは厚 4mm 以上の強化ガラスとすること。(外部建具のガラスは厚 8 mm以上の空気層を設けた複層ガラスとすること)</li> <li>・窓サッシの性能は耐風性 (S-3)、気密性 (A-4)、水密性 (W-3) 以上を満たすこと。</li> <li>・トイレを除く各室に面する窓にはブラインドを設置すること。</li> <li>・使用建築材は、全てF☆☆☆☆を使用すること。※合板：F☆☆☆☆、仕上材・接着剤：ノンホルムアルデヒド、塗装：エマルジョン塗料</li> <li>・各階天井裏・床裏、外壁・間仕切は、第 3 種材料を使用すること。※天井裏断熱材グラスウール 国交告 274 号第 1-三 (ロ) による。</li> <li>・建築基準法第 37 条の指定建築材料は、全て日本産業規格または日本農林規格に適合したものを使用すること。</li> <li>・バリアフリー法に適合する床仕上材を採用し、手すり、点字ブロック等必要な付帯器具・設備を設けること。</li> <li>・トイレブースはポリエステル化粧合板程度とすること。</li> <li>・トイレ内にトイレトペーパー置き棚、モップ掛けを設置すること。</li> <li>・各窓口、執務室、会議室等には利用者が認識できるサインを設置すること。(館内案内図を各棟各階に設けること)</li> <li>・樋については建設地域における雨量計算を行い、仕様を決定すること。</li> </ul>
2. 給排水設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水については敷地東面県道から引込み、当該工事で新設する受水槽(容量 12 トン)からとする。</li> <li>・屋外排水については必要に応じて加圧排水とし、敷地東側の公共下水道へ放流すること。</li> <li>・大便器はロータンク式(タンク蓋には開閉防止措置を講じること)とすること。</li> <li>・トイレ内洗面手洗いは自動水栓とすること。</li> <li>・給湯必要箇所は各棟の湯沸室で(計 3 か所)とし、電気温水器(12L・貯湯式・床置き型・直接飲用不可タイプ同等性能品)とする。</li> <li>・水道法施行令第 5 条、建築基準法施行令第 129 条の 2 の 5 に基づき施工すること。</li> </ul>

### 3. 電気設備

- ・電灯と動力の引込は当該工事で新設するキュービクルからとする。
- ・停電時による電源確保として、屋外に非常用発電機(自動切替盤内蔵、3φ200V 200KVA相当とする)を設置する。
- ・簡易型無停電電源装置 30 台を情報用メインシステムサーバー・他指定された各部署端末機器等へ配置する。
- ・幹線ケーブルは保護管にて収めること。尚、キュービクルより各棟の幹線は架空配線とする。
- ・A 棟電話交換機械室の空調機は非常用発電機回路より供給すること。
- ・各棟で限定した居室・執務室の空調機は非常用発電機回路より供給すること。
- ・各室内の引下げ及び立ち上がり配線はビニルモール等で支持固定の上、配線貫通箇所は全て保護すること。
- ・各執務室机上の電源は天井からケーブルを引下げ、コンセントを設けること。
- ・参考レイアウトによる各棟執務室内の端末機器(※)の電源は停電時のバックアップとして、非常用発電機回路より供給すること。  
※プリンター・コピー機・レジ・発券機・中間サーバー・統合端末・モニター等
- ・各棟は非常用照明を設置すること。
- ・バリアフリースイッチには非常用呼び出し装置を設置すること。
- ・各執務室の照明は、30%程度を非常用発電機回路より供給し停電時の照度を確保する。
- ・照明器具は省エネ法に適合する LED を採用すること。
- ・執務室内の照度は机上で 500 ルクスを目標とし、300 ルクスを下回らないこと。
- ・各棟より駐車場照明として、投光器(LED)を設置する事。(自動点滅器にて点灯しタイマーにて消灯とする)
- ・モニターの電源は本工事に含む。(※移設・設置接続設定は別途とする。)
- ・インターホン設備は各棟 1 階出入口に設置し、親機も各棟にそれぞれ設置すること。
- ・放送設備は一般放送を各所に設置すること。
- ・B 棟に屋外スピーカーを設置すること。
- ・電気事業法・消防法に基づき施工すること。
- ・各棟・各執務室の電話及び情報配線・配管は、A 棟より引込用空配管を電話交換機械室まで布設し、以降二次側については別途とする。  
※B 棟 C 棟への渡り配線も別途とする。
- ・衛生水防倉庫内外に照明器具及びコンセント(各室及び外部、計 3 か所)、誘導詰所に照明器具及びコンセントを設けること。
- ・C 棟 1 階待合スペースに自販機用電気子メーターを設けること。

4. 空調設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調機器の室内機は天井吊り型または天井カセット型とすること。</li> <li>・空調機器は省エネ法に適合する高効率タイプを採用すること。</li> <li>・居室の換気設備は24時間機械換気対応とし、換気設備の取付位置については、冷気が直接座席等に当たらないよう寒さ対策を講じること。</li> <li>・空調・換気上仕切られた各居室の床面積×7.2 m<sup>3</sup>/h以上を満たす換気扇を設置すること。(換気扇の種類・台数は問わない)  ※上記換気量は空調・衛生工学会規格「HASS 102 1972」に基づくが、建築基準法施行令第20条の2第2号に基づく計算として構わない。</li> <li>・庁舎室内の適正温熱環境(夏季24～26℃、冬季20～22℃)を満たす空調機器を設置すること。(空調機の種類・台数は問わない)</li> </ul>
5. 消防設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設庁舎各棟(A棟及び同一棟扱いのBC棟)に誘導標識・消火器具・自動火災報知設備・大型消火器を設けること。(配置は要消防協議)</li> <li>・B棟(渡り廊下含む)とC棟の各階に大型消火器(ABC50型)を必要数設置すること。</li> <li>・A棟については、各階にパッケージ消火設備、若しくは大型消火器(ABC50型)のいずれかを選択することが可能。</li> <li>・防災物品の使用と危険物標識を設置のこと。(禁煙、火気厳禁、危険物品持込厳禁)</li> </ul>
6. 昇降機設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベータの規格は11人乗用、分速は45mとすること。</li> <li>・車椅子利用者対応のエレベータとすること。</li> <li>・賃貸借期間のエレベータの保守、点検を行うこと。</li> <li>・エレベータの保守契約はフルメンテナンス契約とし、点検項目に定めた全ての消耗品は受注者の負担とする。</li> </ul>
7. 外構その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・C棟建物東壁面に懸垂幕設置器具(長さ5m程度)を2基設置すること。</li> <li>・国旗掲揚台(ロープ型ベース式、ポール高さ4m×3本、コンクリート基礎共)をA棟東側に設置すること。</li> <li>・敷地東側駐車場出入口部分に「鹿児島市役所谷山支所(仮設庁舎)」及び「駐車場入口」を表示する自立看板を設置すること。</li> <li>・車両が通行する路面に設ける設備柵蓋類は耐荷重性能を有するものとする。</li> <li>・衛生水防倉庫、カーポートの雨水排水は樋から路面への排水とする。</li> <li>・各執務室、各会議室、待合スペース等に電波時計を必要数設置すること。</li> <li>・屋外に設置する設備類(受電キュービクル、非常用発電機、受水槽、空調室外機等)については、強風対策を講じること。</li> </ul>